新型インフルエンザ等発生時における業務継続計画

（養護老人ホーム 香梅苑）

法人名	社会福祉法人石見さくら会	種別	高齢者福祉施設
代表者	漆谷　光夫	施設長	秋田　倫告
所在地	邑智郡邑南町矢上347	電話番号	0855-95-2777

新型インフルエンザ等発生時における業務継続計画

社会福祉法人石見さくら会
養護老人ホーム香梅苑

第Ⅰ章　総論

1　目的

本計画は、日本国内で新型インフルエンザ等の大流行が懸念される場合に備え、当施設の実施すべき事前対策、感染防止対応ならびに業務の継続・縮小・休止に関する行動基準・実施事項等を定める。

2　基本方針

当施設の社会的責任を全うするため、本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

①　利用者の安全確保	利用者は一般人に比べ相対的に体力が弱いことに留意して感染防止に努める。
②　サービスの継続	利用者の健康・身体・生命を守る機能をできる限り維持する。
③　職員の安全確保	業務の特性上、職員は一般企業と比べ感染リスクが高いことに留意して感染防止に努める。

3 用語の定義

本計画において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

用語	定義
①　新型インフルエンザ等	感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、及び同条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速に蔓延するおそれがあるものに限る）をいう
②　発生段階	国における「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」で規定されている新型インフルエンザ等の流行レベルをいう。（表1）
③　対応ステージ	事態の進展に合わせた段階的な対応を実現するために、本計画では上記「発生段階」をもとに、以下ステージを設定し、ステージ区分ごとに行動方針等を定める。（表1） ・ステージ0：発生段階における「未発生期」 ・ステージ1：同「海外発生期」～「国内発生早期・地域未発生期」 ・ステージ2：同「国内発生早期・地域発生早期～国内感染期・地域発生早期」 ・ステージ3：同「国内感染期・地域感染期～小康期」
④　感染予防対応	新型インフルエンザ等の発生時に感染予防・感染拡大防止・感染者対応等の観点から必要となる対応事項
⑤　業務継続対応	新型インフルエンザ等の発生時における業務の継続・縮小・休止等の観点から必要となる対応事項

⑥ 特定接種	新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定の確保」に必要不可欠な事業に従事する者に対して臨時に実施される予防接種のこと。
⑦ 住民接種	ここでは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第46条に基づき実施される予防接種のことをいう（参考：予防接種法に基づくものもある）。市町村が主体となり、集団的接種を原則として実施されるが、基本的に前記「特定接種」が先に開始される。
⑧ 濃厚接触者	新型インフルエンザ等の患者と長時間居合わせた等により、新型インフルエンザ等への感染が疑われるもの。

（表1）発生段階と対応ステージ

<table>
<tr><th colspan="4">発生段階</th><th rowspan="2">ステージ</th></tr>
<tr><th>段階</th><th colspan="3">状態</th></tr>
<tr><td>未発生期</td><td colspan="3">新型インフルエンザ等が発生していない状態</td><td>ステージ0
（→第Ⅱ章）</td></tr>
<tr><td>海外発生期</td><td colspan="3">海外で新型インフルエンザ等が発生した状態</td><td rowspan="3">ステージ1
（→第Ⅲ章）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">国内発生早期</td><td rowspan="2">国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</td><td>（地域未発生期）
各都道府県のいずれかで新型インフルエンザ等の患者が発生している状態</td><td>県内及び邑智郡隣接地域での発生なし</td></tr>
<tr><td>（地域発生早期）
各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</td><td rowspan="2">ステージ2－1
県東部で発生
ステージ2－2
邑智郡隣接地域で発生
ステージ2－3
邑智郡内で発生
ステージ2－4
施設内感染発生</td><td>ステージ2
（→第Ⅳ章）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">国内感染期</td><td rowspan="2">国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</td><td>（地域感染期）
各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</td><td rowspan="2">ステージ3
（→第Ⅴ章）</td></tr>
<tr><td>小康期</td><td colspan="2">新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態</td><td>小康状態
感染拡大期を経過し、新たな発症例が減少している状況（ステージ1と同様いずれかの都道府県での発症例はみられるものの、その都道府県数が増加傾向にない状況）</td></tr>
</table>

注：地域感染期に至らない段階で、自施設で感染者が発生した場合は、ステージ3に準じた対応を実施する。
ステージに応じた対応策を講じることとするが、感染状況等（例えば、県東部で発生しても一定期間に新たな発症が見られない等）により、ステージの変更を行う。

4 業務分類

本計画では、当施設の業務を重要度に応じて４段階（Ａ－Ｄ）に分類し、事態の進展に合わせて優先度の低い業務から順番に縮小・休止することで、利用者の健康・身体・生命を守る機能のできる限り維持する。（表２）

（表２）業務分類

業務	内容	当施設における業務
A	通常時と同様に継続すべき業務	食事、排泄、与薬、医療的ケア、保清（清拭等）　等
B	感染予防・感染拡大防止の観点から新たに発生する業務	利用者家族等への各種情報提供、空間的分離のための部屋割り変更、施設内の消毒/感染物の処理、来所者の体温測定、特定接種/集団接種対応　　等
C	規模・頻度を減らすことが可能な業務	入浴、リハビリ　　等
D	休止・延期できる業務	上記以外の業務

5 主管部門

本計画の主管は、施設長とする。

6 対応全体像

本計画で定める対応全体像は【様式１】のとおり。
以下（第Ⅱ章～Ⅴ章）、ステージごとに対応を整理する。

7 被害想定

本計画が前提とする被害想定は【様式２】のとおり

第Ⅱ章　ステージ０（未発生期）の対応

本ステージにおいては、新型インフルエンザ等がまだ発生していない状況。
したがって、対応は、計画のメンテナンス・周知と、ステージ１以降の緊急時対応を見据えた事前準備が中心となる。

１　対応主体（誰が）

本ステージにおける対応は、施設長統括のもと、施設の関係部門が一丸となって対応する。

２　対応事項（何をするか）

本ステージにおける対応事項は以下のとおり。

項目		対応事項	関係様式
計画のメンテナンス		毎年以下の観点からメンテナンスを実施 □業務分類の妥当性の検証 □新型インフルエンザ等に関する最新情報（法改正・被害想定改定等）の反映 □組織変更・人事異動・連絡先変更等の反映 □訓練等で洗い出された課題の反映　　等	様式３
計画の周知徹底		定期的に以下の研修・訓練等を実施 □新型インフルエンザ等感染症の基礎知識に関する研修 □本計画の内容に関する研修 □本計画の内容に沿った実動・机上訓練　　等	様式４
緊急時対応の事前準備	体制構築	以下に関する検討・見直しを実施 □緊急時の以下役割分担・代行者の検討 ・全体統括 ・情報収集 ・利用者家族等への情報提供 ・感染予防対応に関する業務（業務B）の統括 ・業務継続対応に関する業務（業務A、C、D）の統括　　等 □ステージ３（地域感染期）における体制の在り方 ・事務室にて対策会議実施	様式３，５，６
	感染予防対応	以下に関する検討・見直しを実施 □利用者家族等との連絡方法の整理 □職員に対して、マスク・手洗い・手指消毒等個人レベルで実施する対策に関する事前教育 備蓄品管理 □来所者向け検温ルールの整備 □職員・利用者向け検温・体調チェックルールの整備 □ハイリスク職員※（妊婦、慢性疾患、COPD、免疫抑制剤服用者等）の把握 ※インフルエンザに罹患すると重篤化する恐れがある者 □特定接種の登録手続※ ※上記に付随して以下を整理 ＊接種対象の特定（例：業務A・B従事者等） ＊集団接種体制の確保	様式６ 様式４ 様式７ 様式８ 様式９

		（接種対象が100名未満なら登録の事業者団体と体制構築につき協議が必要） □保健所・病院等と特定接種等に関して事前協議 □自治体と住民接種の接種体制（施設集団接種）等に関して事前協議 □特定接種・住民接種の同意取り付けが困難な者をリストアップ □病院と感染者受入等に関して事前協議　　――等	
	業務継続対応	以下に関する検討・見直しを実施 □人員と対応能力の評価・分析 ＊業務A・Bを遂行するために最低限必要な人員数の把握 ＊業務A・Bを遂行するために必要なスキルの把握 ＊職員の家族構成・住所・通勤手段等の把握　等 □出勤情報の集約管理・欠勤可能性検証の方法 □委託業者のサービス継続対応につき事前協議 □備蓄品管理 □クロストレーニングの実施 □近隣施設等と応援要員派遣に関して事前協議　　等	様式10 様式10,11

第Ⅲ章　ステージ１（海外発生期～地域未発生期）の対応

本ステージにおいては、新型インフルエンザ等は発生しているものの、施設の周辺地域では感染者が発生しておらず、感染予防に関する本格対応の必要性が顕在化していない状況。

したがって、ここでの対応は、感染状況を中心とした情報収集と、ステージ２（地域発生早期）以降に実施する「感染予防対応」の準備、ならびに、同対応・「業務継続対応」の実施に関する利用者家族等への事前アナウンスが中心となる。

１　対応主体（誰が）

本ステージにおける対応は、施設長の統括のもと、以下の役割を担う者が各担当業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	施設長	岡本課長
情報収集	看護係長	感染対策委員会
利用者家族等への情報提供	主任生活相談員	生活相談員
感染予防対応に関する統括（主に準備）	看護係長（感染予防対策委員委員長）	介護係長

２　対応事項（何をするか）

本ステージにおける対応事項は以下のとおり。

項目		対応事項	関係様式
情報収集		主に以下に関する情報を収集 □新型インフルエンザ等の感染拡大状況 □国・自治体・保健所等の対応状況 □委託業者・近隣病院・近隣他施設の対応状況　　等	 様式３ 様式６ 様式６
利用者家族等への情報提供		利用者家族等との連絡体制を構築 利用者家族等に、ステージ２（地域発生早期）以降実施する以下対応に関して情報を事前伝達。 □施設来所時のルール（詳細は第Ⅳ章） □ワクチンの住民接種時の同意について（同上） □利用者感染（疑）時の対応（同上） □提供業務の縮小・休止（詳細は第Ⅳ章、第Ⅴ章）　　等 発生段階「国内発生早期」以降は、適宜以下情報を提供 □利用者の現状　　等	様式６ 様式６
感染予防対応の実施	個人対応の依頼	職員/職員の家族/利用者※/利用者家族/委託業者等に、各々が以下を実施するよう依頼　※実施可能な者に対してのみ依頼 □日常的にマスクの着用（手作りマスクの利用可） □日常的に手洗い、手指消毒（アルコール消毒）・うがい・咳エチケット、手指消毒の励行 □極力人ごみを避ける（２mルールの励行）　　等	

	組織として対応	施設入口とトイレに以下備蓄品を配備し使用を励行 □アルコール　　等 上記のほか以下に関することを実施 【利用者及び家族等】 □　入居者、ご家族（中国５県の方及び新規感染者の発生が散発的で一定程度に収まっている都道府県 **[注1]** の方に限る、但し中国５県の各県に於いて、**注1** の判断基準を超えた場合、また感染発症多発地域 **[注2]** の方は面会不可）とも面会者「健康チェックシート」による体調確認後、別紙「入居施設の面会について」のとおり感染予防策を講じて面会可。ただし、居室での面会は不可。 **注1**…1 週間の平均発症例が 50 を超えていない都道府県のこと **注2**…1 週間の平均発症例が 100 を超えている都道府県及び、それに隣接する都道府県のこと □　毎日１回検温 □　感染防止策を講じて通常の施設内外サービス実施 ＊感染予防策は原則３密状態の回避、マスク着用、手洗い・手指消毒（原 則アルコール消毒）の励行 ＊施設外サービスとは、利用者が外出して受けるサービス ＊施設外サービスは外部者との接触不可 【職員】 □　毎日１回検温 ３７．５℃以上の発熱がある場合には、出勤を見合わせるとともに、感染症状が見られる場合は、事業所長及び指定機関への連絡。 □　日常的にマスク着用　（手作りマスクの利用可） □　日常的に手洗い・手指消毒（原則アルコール消毒）、うがいの励行 □　施設内行動及び私的外出（勤務日以外含む。）に際しては３密状態を避ける。 □　出張（外部研修含む）、宴会など会合への参加禁止 □　中国５県及び新規感染者の発生が散発的で一定程度に収まっている都道府県 **[注1]** に限り外出を可 **（※1）** とする。但し、中国５県の各県に於いて、**注1** の判断基準を超えた場合、また感染発症多発地域 **[注2]** と判断した場合は、不要不急の外出を禁止するが必要な往来は認める。必要な往来とは、慶弔、医師の治療が必要な通院、介護等々のやむを得ない事情の場合。この場合、往復時は公共交通機関の利用を避け、長い滞在と目的以外の活動は自粛すること。また、三大都市圏等の感染発症多発地域にやむを得ない事情で外出する場合は、事前に所属長へ報告するとともに、帰宅日を含めて１週間の出勤を見合わせ。但し、帰宅後無症状で PCR 検査を受検し、その結果が陰性の場合は出勤を可とする。この場合、受検費用の半額を法人が負担する。 **※1**…感染予防策を徹底し、出来るだけ不要不急の外出を控えること。夜の飲食や長時間に及ぶ飲食、多数集まる施設の利用を控えること。 □　行動記録記載（県外への行動のみ、町内行動の記載は第３段階より） □　家族等の帰省（帰郷、里帰り）の報告。感染発症多発地域から家族等が帰省する場合は、所属長へ報告すること。この場合、帰省者と家庭内で濃厚接触者とならないよう「家庭内感染予防」を励行すること。	様式7

		□ 職員及び同居家族（上記の帰省者がいる場合はその者を含む。）の健康チェックシートの記載及び提出（提出は施設長の指示による） 【取引先】 □ 原則利用者との接触禁止（入所禁止） ただし、特別な事情（事業サービスの必要性）がある場合には、体調確認を行い、マスク着用のうえ接触可。 □ ボランティア及び実習生等定期反復的に対利用者サービスのために施設に入所する場合は、職員の対応策を実施のうえ接触可（入所可）。 【その他】 □ 部外者が触る可能性のあるドアノブなどについて毎日、午前と午後次亜塩素酸水又はアルコール消毒を実施。 □ 利用者が触れるドアノブや手すり、テーブル、スイッチ等について毎日時間を決めて１回は、次亜塩素酸水又はアルコール消毒を実施。 □ 換気を最低毎日午前と午後１回ずつ５分から１０分間実施。 □ 外出等に車両を使用した場合、ハンドルやギア等、手が触れた所は次亜塩素酸水又はアルコール消毒を実施。 □ 原則利用者との接触禁止（入所禁止） ただし、特別な事情（事業サービスの必要性）がある場合には、体調確認を行い、マスク着用のうえ接触可。 □ ボランティア及び実習生等定期反復的に対利用者サービスのために施設に入所する場合は、職員の対応策を実施のうえ接触可（入所可）。	
感染予防対策の準備		以下対応を実施 □備蓄品のチェック（不足があれば調達） 職員/利用者/委託業者等に対して、ステージ２（地域発生早期）以降実施する以下対応に関して情報を事前伝達する。 □施設来所ルール（詳細は第Ⅳ章） □体温・体調のデイリーチェック（同上）＿職員・利用者のみ □ワクチンの特定接種・住民接種の同意（同上）＿職員・利用者のみ □業務Ｄの縮小・休止（同上）＿職員・利用者のみ □感染（疑）者発生時の対応（同上）　　等	様式７ 様式６
業務継続対応の準備		以下対応を開始する □出勤情報の集約管理・欠勤可能性検証 □同一法人内での情報共有（ステージ３（地域感染期）以降の応援可能か確認） □過去勤務していたOB・OGへのアプローチ（ステージ３（地域感染期）以降の臨時勤務が可能か確認） □近隣施設との情報共有（ステージ３（地域感染期）以降の応援可能か確認） □委託業者の事前連携について情報共有　　等 職員/利用者に対して、ステージ３（地域感染期）以降実施する以下対応に関して情報を事前伝達する。 □業務Ａ・Ｃ・Ｄの縮小・休止（詳細は第Ⅴ章）　　等	様式10

第Ⅳ章　ステージ２（地域発生早期）の対応

本ステージにおいては、新型インフルエンザ等の感染者が施設の周辺地域で発生しており、感染予防に関する本格対応の必要性が顕在化している一方で、職員や家族に感染者が発生しておらず、業務継続対応に関する本格対応の必要性はまだ顕在化していない状況。したがって、対応は、感染予防対応の実施と、ステージ３（地域感染期）以降に実施する「業務継続対応」に関する準備が中心となる。なお、発生状況を「県東部で発生」、「邑智郡隣接地域で発生（広島県の隣接地域含む）」、「邑智郡内で発生」に区分し、区分に応じて対応する。

１　対応主体（誰が）

本ステージにおける対応は、法人の「感染防止対策本部」と連携を図りながら、施設長の統括のものと以下の役割を担う者を構成メンバーとする施設対策本部を設置し、事務所で業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	施設長	岡本課長
情報収集	看護係長	感染対策委員会
利用者家族等への情報提供	主任生活相談員	生活相談員
感染予防対応に関する統括	看護係長	介護係長
業務継続対応に関する統括	施設長	岡本課長

２対応事項（何をするか）

本ステージに対応事項は以下のとおり

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th colspan="2">対応事項</th><th>関係様式</th></tr>
<tr><td colspan="2">情報収集と共有</td><td colspan="2">以下に関する情報を継続して収集のうえ施設内で共有
□新型インフルエンザ等の感染拡大状況
□国・自治体等の対応状況
□委託業者・近隣病院・近隣他施設の対応状況
□職員・職員家族・利用者の感染状況
□その他利用者家族・委託業者等の感染状況　　等</td><td>様式３
様式６
様式６
様式５，11
様式６，11</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用者家族等への情報提供等</td><td colspan="2">適宜以下情報を提供
□利用者の現状　　等</td><td>様式５</td></tr>
<tr><td rowspan="4">感染予防対応の本格実施</td><td>個人対応の依頼</td><td colspan="2">職員/職員の家族/利用者※/利用者家族/委託業者等に、各々が以下を実施するよう依頼
※実施可能な者に対してのみ依頼
□日常的にマスクの着用（手作りマスクの利用可）
□日常的に手洗い・うがい・咳エチケット・手指消毒の励行
□極力人ごみを避ける（２ｍルールの励行）　　等</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">組織として対応</td><td colspan="2">以下（表３）の実施とともに、ステージに応じた対応を実施</td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ステージ２－１（県東部で発生）</td></tr>
<tr><td>利用者</td><td>□　面会禁止
□　所轄庁や市町村と協議し、郡外からの入所制限を検討
□　利用者は毎日２回検温
□　上記以外はステージ１の対応策を継続</td></tr>
<tr><td>職員</td><td>□　ステージ１の対応励行
□　検温一日２回</td></tr>
</table>

		取引先	□ ステージ1の対応励行 □ 県東部の納入業者について制限を実施	
		その他	□ 部外者が接触する可能性のあるドアノブ等毎日、午前と午後次亜塩素酸消毒の実施 □ 利用者が接触するドアノブ、手すり等について、毎日時間を決めて2回、テーブルについては使用の都度次亜塩素酸消毒実施、 □ 換気を日中3回5分から１０分実施 □ 外出等に車両を使用した場合、ハンドルやギア等手が触れた所を次亜塩素酸消毒実施	
		ステージ2－2（邑智郡隣接地域で発生）		
		利用者	□ 町外からの入所禁止 □ 上記以外はステージ2－1の対応策を継続	
		職員	□ ステージ2－1の対応策を励行 □ ３７℃以上となっていなくても通常より体温が上昇している或いは、のどの痛み、倦怠感等感染症に係る症状がある場合は、事業所長と相談の上、自宅待機（1日程度）とし、身体の状況を観察する □ 行動記録記載（町内含む）	
		取引先	□ 利用者との接触禁止（入所禁止）。ただし、ボランティア及び実習生等は第2段階と同様入所可 □ 靴底等の消毒 □ 特別な事情がない限り、町外納入業者の出入禁止	
		その他	□ ステージ2－1の対応策を継続	
		ステージ2－3（邑智郡内で発生）		
		利用者	□ 新たな入所禁止 □ 施設内感染の緊急に備えたサービス実施（職員の勤務体制に応じてサービス縮小） □ 上記以外はステージ2－2の対応策を継続	
		職員	□ 通勤を除き、町外への不要不急の外出を禁止。 □ 勤務体制は、災害時の非常勤務体制に準じた体制とする。 □ 上記以外はステージ2－2の対応策を励行	
		取引先	□ ステージ2－2の対応策を継続（ボランティア、実習生等も入所不可）	
		その他	□ 手が触る可能性のあるドアノブや手すり等について毎日時間を決めて3回、テーブルについては使用の都度、次亜塩素酸水又はアルコール消毒を実施。 □ 上記以外はステージ2－2の対応策を継続	
業務継続対応の準備		以下対応を継続実施する □出勤情報の集約管理・欠勤可能性の検討		様式10, 11

	□同一法人内での情報共有（ステージ３（地域感染期）以降の応援可能か確認） □過去勤務していたOB・OGへのアプローチ（ステージ３（地域感染期）以降の臨時勤務が可能か確認） □近隣施設との情報共有（ステージ３（地域感染期）以降の応援可能か確認）等 □施設内感染が発生した場合を想定した対応シュミレーション（トレーニング）	

（表３）感染予防対応（組織として対応）の本格実施

項目			対応事項	関係様式
施設関係者に感染(疑)者が発生していない時から対応 (発生後も継続対応)	備蓄品配備		□必要な備蓄品を配備	様式7
	業務B① 来所に関するルール	マスク着用	<対職員・利用者家族・取引先等> □施設内でのマスク着用を依頼 □入口受付に依頼文を掲示 □入口受付に持参しない方用にマスクを一定数配置	様式6 様式7
		施設入口・トイレでのアルコール使用	<対職員・利用者・利用者家族・取引先等> □施設入口・トイレにアルコールを設置 □施設立ち入り前、トイレ使用後の手の消毒を依頼 □入口受付に依頼文を掲示 □利用者の消毒をサポート	様式7
		公共交通機関による来所禁止	<対職員・利用者家族・取引先等> □極力、公共交通機関を使っての来所を禁止	
		不要不急の来所禁止	<対利用者家族・取引先等> □不要不急の来所を制限（家族等との面会制限・禁止）、取引先等の利用者との接触禁止	
		来所者への施設入口での検温実施	<対利用者家族・取引先等> □施設入口に非接触型体温計を設置 □施設立ち入り時の体温チェックを依頼 □体温が３７．５度以上ある場合は立ち入りを制限 □入口受付に依頼文を掲示	様式7 様式8
		体調不良者の立ち入り禁止	<対職員> □体調不良者の出勤禁止 <利用者家族・取引先等> □体調不良者の立ち入りを制限 □入口受付に依頼文を掲示	様式9 様式8
		ハイリスク職員の出勤禁止	<対職員> □ハイリスク者※の出勤停止 ※妊婦、慢性疾患、COPD、免疫抑制剤服用者等	
		行政措置による受け入れへの対応	□対象者を一時空間的に隔離し、感染の疑いがないことを確認する	
	業務B② その他ルール	検温・体調のデイリーチェック	<対職員・職員家族> □毎朝出勤前の検温と結果記録を依頼 □検温結果が３７．５度以上の場合、その他体調がすぐれない場合は、上長への報告を義務化、ステージ２－２（邑智郡隣接地域で発生）以後は３７度以上での業務制限 □上長は、上記報告に対して以下のとおり対応 ＊職員本人が３７．５度以上ある場合、その他体調がすぐれない場合は出勤停止 ＊職員家族が３７．５度以上ある場合、その他体調がすぐれない場合の職員の出勤可否は適宜判断、ステージ２－３（郡内で発生）の場合は出勤停止 □職員・同居家族の行動記録表の記載（町内行動含む） <対利用者> □毎朝１回検温を実施し、結果を記録。ステージ２以降検温は毎日に２回実施 □検温結果が３７．５度以上の者、その他体調がすぐれない者がいる場合、上長への報告を義務化 □上長は、上記報告に対して以下のとおり対応 ＊対象者にマスクを装着（装着が可能な場合） ＊空間的隔離を実施するかは適宜判断	様式9 様式9
		状況に応じてワクチン接種	<対職員・サービス提供に欠かせない委託事業者>＿特定接種 保健所から特定接種実施の通知（総枠・対象者数等）を受けた後、以下を実施。 □接種実施医療機関等と日程を調整 □対象者に接種につき説明し同意をとりつけ、接種医療機関等に接種予定者名簿を提出 □ワクチン接種を実施※ ※職員証等身分証明を携行することが必要 <対利用者>＿住民接種（基本的に開始は特定接種よりも後） 自治体による住民接種実施の情報を入手後、以下を実施 □自治体所定の手続きに沿って接種（施設集団接種※）申請 ※医師を含む接種体制を構築できる場合は、施設側で体制構築するが、それ以外は、市町村が派遣する接種チームと合同で体制を構築。 □対象者に接種につき説明し、同意※をとりつける ※利用者の意思表示の確認が可能な場合＿本人の同意 ※利用者の意思表示の確認が不可能な場合＿利用者家族・後見人の同意 ※利用者の意思表示の確認が不可能　かつ 事情があって利用者家族等の同意取り付けが困難な場合＿留意が必要（臨機応変対応）	様式6
	業務Dの縮小・休止	実習生・ボランティアの受け入れ休止	□実習生・ボランティアの受け入れを休止	
		不要不急の行事休止	□不要不急の行事を休止	
		不要不急の外出・会議の休止	□職員・利用者の不要不急の外出を休止（感染発生地域、町外への外出禁止） □外部（近隣施設・委託業者等）との不要不急の会議を休止 □出張、宴会等会合への参加禁止　□職員の行動記録の記載	
	業務A・C・Dの業務体制の縮小		□最低限の人数で業務を遂行するようシフトを検討	

施設関係者に感染(疑)者が発生した場合の緊急対応	施設内で発症	情報収集・報告	□施設内で感染（疑）者を発見時の上長への報告を義務化 □状況に応じて、自治体・保健所等に報告	様式9 様式6
		発症者にマスクを装着させる	□N95 マスク・ゴーグル・手袋を装着した者が、感染（疑）者にマスクを装着※ ※対象が利用者の場合は職員が見守る中での一時的な装着にならざるをえない。	様式7
		空間的隔離を実施	□N95 マスク・ゴーグル・手袋を装着した者が、状況に応じて、空間的隔離も実施	様式7
		施設からの退出を依頼	＜職員・利用者家族・取引先等が発症＞ □家族・所属企業に連絡し迎えにきてもらったうえで、施設からの退出を依頼 ＜利用者が発症＞ □家族に連絡を入れ状況報告（施設からの退出を依頼する訳ではなく、状況報告を行う）	様式5, 6 様式6
		病院に搬送	□N95 マスク・ゴーグル・手袋を装着した者が、状況に応じて、感染（疑）者を病院に搬送	様式7
		消毒	□N95 マスク・ゴーグル・手袋を装着した者が、感染（疑）者が接触した箇所を中心に清掃を実施	様式7
		濃厚接触者の来所禁止（職員含む）	□発症者等に感染しているか否かの診断結果を確認 □可能な限り、感染者等に発症前２週間の行動（誰に会って、何をしたか）を確認 □上記情報から濃厚接触者を確定※ ※組織実態に応じて臨機応変に判断 ⇒（参考）濃厚接触者とする例 ＊感染者と同居している者 ＊感染者と食事等をともにした者 □該当者に４週間の来所を禁止	様式5, 6 様式5, 6
		情報開示	□感染していることが確定した場合、状況に応じて、その情報を関係者に伝達 □状況に応じて、施設入口に情報を掲示	様式5, 6
	施設外で発症	情報収集	＜対職員＞ □本人・家族が感染した場合の上長への報告を義務化 ＜対利用者家族・委託業者等＞ □感染者の来所が発症から２週間以内であった場合の報告を依頼	様式9
		報告	□状況に応じて、自治体・保健所等に報告	
		感染者の来所禁止	□感染者に４週間の来所を禁止	様式5, 6
		消毒	□可能な限り、発症前１週間の行動（施設内のどこに行って、何を触った）を確認 □N95 マスク・ゴーグル・手袋を装着した者が、上記情報をもとに消毒を実施	 様式7
		濃厚接触者の来所禁止	□可能な限り、感染者等に発症前２週間の行動（誰に会って、何をしたか）を確認 □上記情報から濃厚接触者を確定 □該当者に４週間の来所を禁止	様式5, 6 様式5, 6
		情報開示	□状況に応じて、感染者発生情報を関係者に伝達 □状況に応じて、施設入口に情報を掲示	様式5, 6

第Ⅴ章　ステージ３（地域感染期～小康期）の対応

本ステージにおいては、新型インフルエンザ等の感染者が施設内でも発生しており、感染拡大防止に関する本格対応のみならず、業務継続に関する本格対応の必要性が顕在化している状況。

したがって、対応は、ステージ２（地域発生早期）から本格実施している感染予防対応の継続実施と、業務継続対応の本格実施が中心となる。

なお、小康期においては、各対応を事態の進捗に応じて段階的に縮小していく。対応の詳細はステージ「小康状態」のとおり。

１　対応主体（誰が）

本ステージにおける対応は、前ステージ同様に実施する。

２　対応事項（何をするか）

本ステージにおける対応事項は以下のとおり。

<table>
<tr><th colspan="3">項目</th><th colspan="2">対応事項</th><th>関係様式</th></tr>
<tr><td colspan="3">情報収集と共有</td><td colspan="2">以下に関する情報を継続して収集のうえ施設内で共有
□新型インフルエンザ等の感染拡大状況
□国・自治体等の対応状況
□委託業者・近隣病院・近隣他施設の対応状況
□職員・職員家族・利用者の感染状況
□その他利用者家族・委託業者等の感染状況
等</td><td>様式３
様式６
様式６
様式５
様式６</td></tr>
<tr><td colspan="3">利用者家族等への情報提供</td><td colspan="2">適宜以下情報を提供
□利用者の現状（罹患状況・ワクチン接種状況等）</td><td>様式６</td></tr>
<tr><td rowspan="4">感染予防対応の本格実施</td><td>個人対応の依頼</td><td colspan="2">職員/職員の家族/利用者※/利用者家族/委託業者等に、各々が以下を実施するよう依頼　※実施可能な者に対してのみ依頼
□日常的にマスクの着用（手作りマスクの利用可）
□日常的に手洗い、手指消毒（原則アルコール消毒）・うがい・咳エチケットの励行
□極力人ごみを避ける（２ｍルールの励行）　　等</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">組織として対応</td><td colspan="2">第Ⅳ章（表３）の継続実施
上記のほか以下に関することを実施</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ステージ「小康状態」</td></tr>
<tr><td>利用者</td><td>□ワクチン接種により利用者及び面会者とも感染　リスクの低減がはかられていることが確認できる場合は原則面会制限を解除する
□上記以外はステージ１の対応策を継続</td></tr>
<tr><td></td><td>職員</td><td>□出張（外部研修含む）は、新たな発症例が２週間以上みられない地域での実施で、感染予防策（３密とならない対応策）が講じられていることが確認できる場合は参加可
□宴会・食事会は大人数（基準１０名以上）となる場合を除いて参加可。ただし、開催時点で感染発症例が見られる地域では不可
□町内での会合、サークル活動（本会施設内での活動含む）等は町民限定の場合は参加可
□県外への外出時にのみ行動記録票記載</td><td></td></tr>
</table>

			□上記以外はステージ１の対応策を励行 □職員がワクチン接種により抗体がある場合は、上記の対応策を原則解除する	
		取引先	□ステージ１の対応策を継続 □ワクチン接種により利用者及び取引先とも感染リスクの低減がはかられていることが確認できる場合は、原則ステージ１の対応策を解除する。	
		その他	□ステージ１の対応策を継続	
業務継続対応の本格実施		以下（表４）の実施		

（表４）業務継続対応の本格実施

項目		対応事項	関係様式
業務の絞り込み	業務Ｄの縮小・休止	□業務Ｄの縮小・休止を検討・実施	
	業務Ｃの縮小・休止	上記対応後、以下の順に検討・実施 □入浴・リハビリの規模・頻度の縮小を検討・実施 □入浴の休止（清拭に切替）を検討・実施 □リハビリの休止を検討・実施	
業務手順の変更（省力化等）	業務Ａの業務手順の変更	業務Ｄの縮小・休止後、以下を検討・実施する □食事をレトルト食品に変更 □食器を使い捨て可能なものに変更 □食事を外部からの配達に変更 □緊急避難として排泄介助にオムツを使用 □外部への支払に関して期限延長を依頼　　等	様式７
ヒトのやりくり	出勤情報の集約管理・欠勤可能性の検討・シフト変更	□職員の現在の出勤状況と今後の欠勤可能性を検証 □上記「業務の絞り込み」「業務内容の変更」の検討と合わせ、業務遂行のためのシフト変更実施	様式10,11
	同一法人内別組織への応援要請	□上記シフト変更の結果、人手不足が発生することが見込まれる段階で、同一法人内別施設等に応援を要請	様式６
	ＯＢ・ＯＧ活用	□上記シフト変更の結果、今後人手不足が発生することが見込まれる段階で、ＯＢ・ＯＧに出勤を依頼　　※感染者である可能性があることに留意	様式６
	地域応援要請	□上記シフト変更の結果、今後、人手不足が発生することが見込まれる段階で、連携する施設等に応援を要請 ※感染者である可能性があることに留意	様式６
その他	委託業者の確保	□委託業者の稼働情報を適宜入手 □上記情報を、上記「業務の絞り込み」「業務内容の変更」の判断材料とする	様式６
	備蓄品の確保	□業務内容変更によって使用する備品を配備	様式７
	過重労働・メンタル対応	前提として、以下を実施する。 □勤務時間管理をしっかりとやる □日頃の声掛けやコミュニケーションを大切にし、心の不調者がでないように努める 長時間労働を余儀なくされる状況が一定期間続く場合、状況に応じて、以下のように対応 □週に１日は完全休日をもうけるようシフトを組む □ひと月あたりの残業が80時間を超える者に対して、医師による面談・健康状態等へ助言を実施　　等	

以　上

＜更新履歴＞

更新日	更新内容
令和2年7月３０日	作成
令和2年１２月２３日	改定
令和3年４月１日	改定
令和3年９月２７日	改定
令和4年４月１日	改定
令和5年４月１日	改定

＜添付様式＞

NO	様式	備考
1	新型インフルエンザ等対応全体像	
2	新型インフルエンザ等被害想定	
3	新型インフルエンザ等に関する情報入手先	
4	新型インフルエンザ等に関する研修素材	
5	施設内職員連絡網	
6	施設外連絡先リスト	
7	備蓄品リスト	
8	来所者立ち入り時体温チェックリスト	
9	職員・利用者体温・体調チェックリスト	
10	職員属性管理リスト	
11	感染者管理リスト	

対応実施ステージ

様式１　新型インフルエンザ等対応全体像

対応項目							ステージ⇒ / 発生段階⇒	ステージ0 未発生期	ステージ1 海外発生期	ステージ2 国内発生早期 地域未発生期	ステージ2 国内発生早期 地域発生早期	ステージ3 国内感染期 地域感染期	ステージ3 小康期
							主な対応事項	・計画メンテナンス ・計画の周知 ・各種対応の事前準備	・情報収集 ・感染予防対応の準備 ・感染予防対応/業務継続対応の事前アナウンス	・感染予防対応の本格実施 ・業務継続対応の準備		・感染予防対応の継続 ・業務継続対応の本格実施	・段階的縮小
体制		組織						・主管部門による統括 ・緊急時体制の在り方検討	・対策本部を組成した組織一丸対応				
	役割分担		全体統括					・役割分担・代行者の検討	・実施				
			情報収集						・実施				
			利用者家族等への情報提供					・連絡方法等の整備		・実施			
			感染予防対応に関する業務（業務B）の統括							・実施			
			業務継続対応に関する業務（業務A、C、D）の統括									・実施	
感染予防対応	施設関係者に感染（疑）者が発生していない時から対応※ ※発生後も継続して対応	個人対応の依頼	マスク・手洗い等の対策実施を依頼					・事前教育	・実施				
		組織として対応	備蓄品（感染予防対応用）の配備					・備蓄管理	・配備（また、不足分を見越して調達）				
			業務B① 来所に関するルール		来所時のマスク使用				・職員/利用者/利用者家族/委託業者等に事前案内 ・実施・受付掲示・予備用意				
					入口/トイレでのアルコール使用				・職員/利用者/利用者家族/委託業者等に事前案内 ・実施・受付掲示				
					公共交通機関による来所禁止				・実施				
					不要不急の来所禁止				・利用者家族/委託業者等に事前案内 ・実施				
					来所者への施設入口での検温実施			・管理ルールの整備	・利用者家族/委託業者等に事前案内 ・実施・受付掲示				
					体調不良者の立ち入り禁止				・職員/利用者家族/委託業者等に事前案内 ・実施・受付掲示				
					ハイリスク職員の出勤禁止			・該当者の把握	・該当職員に事前通知	・実施			
					行政措置による受入への対応（可能な限り直行・直帰）			・健康状態確認		・実施		・実施	
			業務B② その他ルール		検温・体調のデイリーチェック			・管理ルールの整備	・職員/利用者に事前案内 ・実施	・実施			
					状況に応じてワクチン接種			・方針整備/事前登録等	・職員/利用者に事前案内	・同意とりつけ		・接種（体制が整い次第）	
			業務Dの縮小・休止		実習生・ボランティアの受け入れ休止				・職員/利用者に事前案内 ・実施				
					不要不急の行事休止				・職員/利用者に事前案内 ・実施				
					不要不急の外出・会議の休止				・職員/利用者/委託事業者等に事前案内 ・実施				
			業務A・C・Dの業務体制縮小		最低限の人数で業務を遂行するようシフト検討			・人員と対応能力等の分析	・職員に事前通知	・同上			
	施設関係者に感染（疑）者が発生した場合の緊急対応	組織として対応	施設内で発症		情報収集・報告				・職員/利用者家族/委託業者等に事前案内	・業務継続対応シュミレーション・事前実施		・実施	
					発症者にマスクを装着させる				・職員/利用者家族/委託業者等に事前案内	・業務継続対応シュミレーション・事前実施		・実施	
					空間的隔離を実施				・職員/利用者家族/委託	・業務継続対応シュミレーション・事		・実施	

						業者等に事前案内	前実施		
				施設からの退出を依頼		・職員/利用者家族/委託業者等に事前案内	・業務継続対応シュミレーション・事前実施	・実施	
				病院に搬送	・病院との事前連携	・職員/利用者/利用者家族/委託業者等に事前案内	・業務継続対応シュミレーション・事前実施	・実施	
				消毒		・職員に事前通知	・業務継続対応シュミレーション・事前実施	・実施	
				濃厚接触者の来所禁止		・職員/利用者家族/委託業者等に事前案内	・業務継続対応シュミレーション・事前実施	・実施	
				情報開示		・職員/利用者/利用者家族/委託業者等に事前案内	・業務継続対応シュミレーション・事前実施	・実施	
			施設外で発症	情報収集・報告		・職員/利用者家族/委託業者等に事前案内	・業務継続対応シュミレーション・事前実施	・実施	
				感染者の来所禁止		・職員/利用者/利用者家族/委託業者等に事前案内	・業務継続対応シュミレーション・事前実施	・実施	
				消毒		・職員に事前通知	・業務継続対応シュミレーション・事前実施	・実施	
				濃厚接触者の来所禁止		・職員/利用者/利用者家族/委託業者等に事前案内	・業務継続対応シュミレーション・事前実施	・実施	
				情報開示		・職員/利用者/利用者家族/委託業者等に事前案内	・業務継続対応シュミレーション・事前実施	・実施	
業務継続対応	業務の絞り込み	業務Dの縮小・休止			・業務分類の整理	・職員/利用者/利用者家族/委託業者等に事前案内	・業務継続対応シュミレーション・事前実施	・実施	
		業務Cの縮小・休止			・業務分類の整理	・職員/利用者/利用者家族/委託業者等に事前案内	・業務継続対応シュミレーション・事前訓練	・実施	
	業務手順の変更(省力化等)	業務Aの業務手順変更			・業務手順変更の検討	・関係者（職員・利用者・家族）に事前連絡	・業務継続対応シュミレーション・事前訓練	・実施	
	ヒトのやりくり	出勤情報の集約管理・欠勤可能性の検証・シフト変更			・人員と対応能力等の分析 ・クロストレーニング	・情報集約開始	・業務継続対応シュミレーション・事前訓練	・実施	
		法人内での人繰りの検討					・業務継続対応シュミレーション・事前訓練		
		OB・OG活用				・OB/OGへのアプローチ	・業務継続対応シュミレーション・事前訓練	・実施	
		地域応援要請			・近隣施設等との事前連携	・近隣施設等との情報共有	・務継続対応シュミレーション・事前訓練	・実施	
	その他		委託業者の確保		・委託業者との事前連携	・委託業者との情報共有	・業務継続対応シュミレーション・事前訓練	・実施	
			備蓄品（業務継続用）の確保		・備蓄管理		・業務継続対応シュミレーション・事前訓練	・配備	
			過重労働・メンタル対応		・病院との事前連携		・業務継続対応シュミレーション・事前訓練	・実施	

様式２　新型インフルエンザ等被害想定

＜死傷者数、流行期間、ピーク時欠勤率等＞

政府想定	感染（罹患）者数	3,200 万人　　（感染率‥人口の 25%）
	医療機関受診者数	2,500 万人
	入院者数	200 万人　　（感染者入院率‥6.25%）
	死亡者数	64 万人　　（感染者死亡率‥2%）
	流行期間	2 ヵ月　　（１回の流行の波に対し）
	感染ピーク時欠勤率	40%

政府想定の参考文献は以下の通り
・「新型インフルエンザ対策政府行動計画（平成 25 年 6 月）」
・「新型インフルエンザ等対策ガイドライン（平成 25 年 6 月）」新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議
・「新型インフルエンザ発生時の社会経済状況の想定（一つの例）」（平成 21 年 2 月）

＜発生段階ごとの被害想定概要＞

		海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
感染速度		0～2 週間	2～4 週間	4～12 週間	12 週間後～
感染状況		某国で感染発生	国内で感染者第一号が発生	感染者がピーク	感染者は減少し、一部地域で感染が継続
社員の出勤状況		（平常通り）	一部で欠勤 （家族の感染など）	欠勤率 40% 社内感染発生	徐々に出勤回復
社会インフラ	電気 水道 ガス	（平常通り）	（平常通り）	一部で支障 （人員不足で障害対応の遅延など）	（平常通り）
	鉄道 バス	（平常通り）	発生地域を中心に一部支障	運行減少 （鉄道等で間引き運行を実施）	徐々に回復
	航空 旅客	発生国からの帰国増加。 国内空港で水際対策開始	（平常通り）	（平常通り）	（平常通り）
	銀行 証券			取扱業務の一部縮小 窓口業務の一部中断	徐々に回復
	外部 関係 先	（平常通り）	一部で委託業務の遅延・縮小	委託業務の遅延、中断	徐々に回復

様式３　新型インフルエンザ等に関する情報入手先

＜新型インフルエンザ等に関する主な情報入手先リスト(2015 年２月現在)＞

内閣官房・新型インフルエンザ等対策	http://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html 【内閣官房HP ＞ 新型インフルエンザ等対策室】
外務省海外安全ホームページ	http://www.anzen.mofa.go.jp/ 【外務省HP ＞ 渡航関連情報＞海外安全ホームページ】
厚生労働省感染症情報	http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html 【厚生労働省HP＞政策について＞分野別の政策一覧＞健康･医療＞健康＞感染症情報】
国立感染症研究所感染症疫学センター	http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html 【厚生労働省戸山研究庁舎 HP ＞ 国立感染症研究所 ＞ 感染症疫学センター】
日本医師会インフルエンザ総合対策：	http://www.med.or.jp/jma/influenza/ 【日本医師会HP ＞ 日本医師会＞ インフルエンザ総合対策】
□□都道府県・新型インフルエンザ等対策	http://www.
△△保健所	http://www.

様式４　新型インフルエンザ等に関する研修資料

研修教材(2015 年２月現在)

(1) 新型インフルエンザの基礎知識（厚生労働省）
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/pdf/090217keikaku-08.pdf 【厚生労働省 HP ＞ 政策について ＞ 分野別の政策一覧 ＞ 健康・医療 ＞ 健康 ＞ 感染症情報 ＞ 新型インフルエンザ(A/H1N1)対策関連情報＞ 「新型インフルエンザ対策ガイドライン」について ＞事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン＞ 「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」の第２章】
(2) 新型インフルエンザ等対策について（厚生労働省）
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/inful-poster25c.pdf 【厚生労働省HP ＞ 政策について ＞ 分野別の政策一覧＞ 健康・医療＞ 健康＞ 感染症・予防接種情報＞ インフルエンザ対策＞ 啓発ツール＞ 新型インフルエンザ等対策について】
(3) 正しい手の洗い方（厚生労働省）
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/poster25b.pdf 【厚生労働省HP ＞ 政策について ＞ 分野別の政策一覧＞ 健康・医療＞ 健康＞ 感染症・予防接種情報＞ インフルエンザ対策＞ 啓発ツール＞ 手洗いポスター】
(4)高齢者介護施設における感染対策マニュアル（厚生労働省）
http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/dl/130313-01.pdf 【厚生労働省HP ＞ 政策について ＞ 分野別の政策一覧＞ 福祉・介護＞ 介護・高齢者福祉＞ 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル（平成25 年3 月）の公表について」

様式５　施設内職員連絡網

＜理事長・施設長＞

役職	氏名	自宅電話番号	携帯電話番号	電子メール
理事長	○○　○○	**-****-****	**-****-****	****@**.****.jp
施設長	○○　○○	**-****-****	**-****-****	****@**.****.jp

＜○○（事務担当）＞

役職	氏名	自宅電話番号	携帯電話番号	電子メール
○○	○○　○○	**-****-****	***-****-****	****@**.****.jp
○○	○○　○○	**-****-****	***-****-****	****@**.****.jp

＜○○（現場担当）＞

役職	氏名	自宅電話番号	携帯電話番号	電子メール
○○	○○　○○	**-****-****	***-****-****	****@**.****.jp
○○	○○　○○	**-****-****	***-****-****	****@**.****.jp

様式６　　施設外連絡先リスト

＜行政＞

名称	担当者	電話番号	メール	住所	備考
邑南町役場福祉課		0855-95-1115		邑南町矢上6000	
川本町役場健康福祉課		0855-72-0633		川本町大字川本545-1	
美郷町役場健康福祉課		0855-75-1931		美郷町粕渕168	
江津市役所健康医療対策課		0855-52-7480		江津市江津町1525	
邑智郡総合事務組合介護保険課		0855-72-3535		川本町大字川本332-15	

＜医療機関＞

名称	担当者	電話番号	メール	住所	備考
大隅医院		0855-95-0313		邑南町中野982-3	
公立邑智病院		0855-95-2111		邑南町3848-2	
岸歯科医院		0855-95-0010		邑南町矢上28	
前田歯科医院		0855-83-1105		邑南町下田所153-4	
おりづる薬局		0855-72-0152		川本町大字川本384-7	

＜委託業者・取引先等＞

名称	担当者	電話番号	メール	住所	備考
山陽空調株式会社		0854-82-3311		大田市大田町大田イ800-15	空調・給排水
山陽空調株式会社		0854-82-3311		同上	エコキュート
ウエノ電気管理事務所	上野 090-7372-7096	0855-53-0849		江津市二宮町神主ハ350-7	電気設備保守
㈱スエヒロ	寺本 090-4147-2546	0855-72-0324		川本町大字因原519-3	消防設備
猪山設備		95-0055		邑南町中野森実3827	トイレ・水廻り
宝農機				邑南町中野1369-3	業務用乾燥機・洗濯機
㈱つかだ	高垣 090-4140-1495	95-0252		邑南町矢上42	電気製品
㈱Ａコープ西日本Ａコープいわみ店				邑南町矢上54-3	食材納入業者
㈲魚彰いわみプラザ				邑南町中野668番地2	食材納入業者
㈱ニシムラ				広島県廿日市市宮内工業団地1-6	食材納入業者
ホクサン厨機㈱	石神 090-1012-5609	0855-25-1213		浜田市高佐町628-4	厨房機器
㈱エバレス		0855-23-2111		浜田市笠柄町12	介護用ゴム手袋、看護用品
社福）清風会		0826-43-0611		安芸高田市吉田町竹原967番地	清式タオル

＜同一法人他施設・その他近隣施設＞

名称	担当者	電話番号	メール	住所	備考
桃源の家		0855-95-0001		邑南町中野574-3	
希望の郷		0855-95-2940		邑南町矢上3899-1	
いわみ西保育所		0855-95-0267		邑南町矢上976-1	
東保育所		0855-95-0928		邑南町中野2310	
日貫保育所		0855-97-0905		邑南町日貫3053-8	
邑南町社会福祉協議会本部		0855-84-0332			
邑南町社会福祉協議会西部		0855-95-0090		邑南町中野3848-2	
ゆめあいの郷		0855-83-1472		邑南町上亀谷2180-1	

様式７　　備蓄品（感染予防対策用品、業務継続用品）リスト

注: 最低限、3 日分をめどに備蓄すること

＜感染予防対策用品リスト＞

品名	数量	保管場所	消費期限	備考 (配布記録等)
吸引器	1			
AED	1			
体温計　(10 本ケース入り)	1			
体温計　オムロン（電池交換可）	5			
体温計　テルモ（使い捨て）	7			
体温計　非接触型	1			
血圧計　テルモ（単4 電池2 本）	1			
血圧計　オムロン（単3 電池4 本）	1			
血圧計　アネロイド式	1			
血圧計　手首式（単4 電池2 本）	1			
聴診器　　(医師用)	1			
聴診器	2			
パルスオキシメーター（単4 電池2 本）	1			
サージカルテープNo25	8 巻			
サージカルテープNo12	15 巻			
ケアリーヴ	1 箱			
フィルム（未滅菌）	1			
ハイゼガーゼ	2			
ラキュリー（未滅菌ガーゼ）	1			
綿棒（200 本入り）	1			
アルボースサワー				
ポピドンヨード　うがい薬	2			
イソジン	1			
ノロ処理セット	1			
防護服	80 枚			
サージカルマスク	52 箱			50 枚入り
青箱17 箱+30 箱				
ヤマト3				
他2				
サージカルマスクF95 の普通タイプ	60 枚			
サージカルマスクF95 の立体型	90 枚			
不織布マスク	19 箱			200 枚入
吸引カテーテル	50 本			
アイスノン	10			
フェイスガード	45 枚			
布マスク	126 枚			
ラテックス手袋S	43 箱			ｸﾘｱﾀｯﾁ 150 枚入り
ラテックス手袋M	16 箱			ｸﾘｱﾀｯﾁ 150 枚入り
ラテックス手袋L	14 箱			ｸﾘｱﾀｯﾁ 140 枚入り
アルボースアルサワー（17ℓ）	2 缶			
スーパー次亜水				
一晩中安心エキストラ	2 ﾊﾟｯｸ			

紙オムツM	3パック			
紙オムツL	2パック			
紙パンツS	2パック			オンリーワン
紙パンツM	9パック			〃
紙パンツL	8パック			〃
アベナライトミニ（パット）	17パック			ウォーキング
同上　　ノーマル（パット）	23パック			〃
オンリーワンエキストラワイド	3パック			
ケアパッド300	16パック			
パッドレギュラー	6パック			

（注：施設・事業所の状況に応じて、リスト内の品目を追記・削除してください。）

＜業務継続用品リスト＞

品名	数量	保管場所	消費期限	備考 (配布記録等)
調理用手袋　100枚	43P	廊下棚		
マスク　50枚	16箱	廊下棚		
アルコール製材ウィルスマッシュ　4ℓ	3個	ロッカー上		
アルボース消毒剤　1ｋ	5個	ロッカー上		
キッチンブリーチ5.5k	2個	ロッカー上		
キッチンハイター1000㎖	3本	ロッカー上		
除菌用アルコール　　セハノール4ℓ	2個	ロッカー上		
手拭きペーパータオル　2ロール	5セット	ロッカー上		
カセットコンロ	7台	食堂台下		
カセットガス	9本	食堂台下		
鍋		厨房		
やかん		厨房		
サランラップ（長・中・短）	73本	倉庫		
アルミホイル		倉庫		
使い捨て食器	320	倉庫		
割り箸・スプーン	100	倉庫		
志布志天然水2L	60本(10箱)	やすらぎの間	2023年7月8日	
立山の天然水2L	60本(10箱)	やすらぎの間	2024年6月17日	
立山の天然水2L	30本（5箱）	やすらぎの間	2025年9月26日	
立山の天然水500ｍｌ	120本(5箱)	やすらぎの間	2025年9月25日	
陽だまりパン70ｇ*6*6P	72P(2箱)	やすらぎの間	2027年11月	
安心米炊出セット（白米）	50食（1箱）	やすらぎの間	2023年4月	
尾西α米炊出セット（白飯）	700　食（14箱）	やすらぎの間	2025年11月	
尾西α米炊出セット（五目）	50食（1箱）	やすらぎの間	2027年12月	
尾西カレーライスセット	60食(2箱)	やすらぎの間	2026年11月2日	
アルファーＦ美味しい防災食(白粥)	50食（1箱）	やすらぎの間	2025年11月	
アルファーＦ美味しい防災食(豚汁)	50食（1箱）	やすらぎの間	2023年5月	
尾西安心缶　けんちん汁	60食（2箱）	やすらぎの間	2025年6月8日	
カゴメ野菜たっぷりとまとのスープ	60食（2箱）	やすらぎの間	2025年10月21日	
カゴメ野菜たっぷり南瓜のスープ	60食（2箱）	やすらぎの間	2025年9月28・10月24日	
ライフ　ＦＤ玉子スープ	200食(1箱)	やすらぎの間	2025年5月	
マルサンアイ　ＦＤみそ汁	50食（4箱）	やすらぎの間	2024年10月	
アルファーＦ美味しい防災食（サバ味噌煮）	50食（1箱）	やすらぎの間	2025年9月	
アルファーＦ美味しい防災食（サバ味噌煮）	50食（1箱）	やすらぎの間	2025年11月	
アルファーＦ美味しい防災食（イワシ煮付）	100食(2箱)	やすらぎの間	2025年11月	
アルファーＦ美味しいｉ防災食（ハンバーグ）	100食(2箱)	やすらぎの間	2025年11月	
アルファーＦ美味しい防災食（肉じゃが）	100食(2箱)	やすらぎの間	2025年11月	
アルファーＦ美味しい防災食（ソフト金時豆）	100食(2箱)	やすらぎの間	2025年10月	
三島りらく　大根と昆布の煮物１ｋｇ	100食(1箱)	やすらぎの間	2025年1月19日	
三島りらく　切り干し大根煮物700ｇ	100食(1箱)	やすらぎの間	2024年11月28日	

三島りらく　刻み昆布煮物　１ｋｇ	100食(1箱)	やすらぎの間	2024年12月23日	
三島りらく　きんぴらごぼう700ｇ	100食(1箱)	やすらぎの間	2025年1月15日	
梅干し	2P	冷蔵庫	常備品	
のり佃煮チューブ	3本	食品庫	常備品	
たいみそ又はゆずみそチューブ	2品	食品庫	常備品	

（注：施設・事業所の状況に応じて、リスト内の品目を追記・削除してください。）

＜業務継続用品リスト＞

品名	数量	保管場所	消費期限	備考 (配布記録等)
調理用手袋　100枚	43P	廊下棚		
マスク　50枚	16箱	廊下棚		
アルコール製材ウィルスマッシュ　4ℓ	3	ロッカー上		
アルボース消毒剤　1ｋ	5	ロッカー上		
キッチンブリーチ5.5k	2	ロッカー上		
キッチンハイター1000㎖	2	ロッカー上		
除菌用アルコール　　セハノール4ℓ	2	ロッカー上		
手拭きペーパータオル　2ロール	4	ロッカー上		
カセットコンロ	7	食堂台下		
カセットガス	9	食堂台下		
鍋		厨房		
やかん		厨房		
サランラップ（長・中・短）	73	倉庫		
アルミホイル		倉庫		
使い捨て食器	320	倉庫		
割り箸・スプーン	100	倉庫		

様式８　　来所者立ち入り時体温チェックリスト

注: 備え付けの非接触型体温計で検温願います。体温が●度を超える場合は立ち入りをご遠慮いただいておりますので予めご了承願います。

月日	立ち入り時間	退出時間	企業名（利用者のご家族の場合は記載不要）	氏名	訪問先（立ち入り者名/担当者名など）	訪問先属性（いずれかに○）	検温結果（体温を記載）	備考
10/10	*10：10*	*11：11*	○○食品	○○ ○○	○○課・○○	利用者／職員	36.5度	←記載例
/	：	：				利用者／職員		
/	：	：				利用者／職員		
/	：	：				利用者／職員		
/	：	：				利用者／職員		
/	：	：				利用者／職員		
/	：	：				利用者／職員		
/	：	：				利用者／職員		
/	：	：				利用者／職員		
/	：	：				利用者／職員		
/	：	：				利用者／職員		
/	：	：				利用者／職員		
/	：	：				利用者／職員		
/	：	：				利用者／職員		
/	：	：				利用者／職員		
/	：	：				利用者／職員		
/	：	：				利用者／職員		
/	：	：				利用者／職員		
/	：	：				利用者／職員		
/	：	：				利用者／職員		

様式９　職員・利用者 体温・体調チェックリスト

職員及び同居家族等の健康チェックシート　　チェック対象者の氏名【 ①＿＿＿＿、②＿＿＿＿、③＿＿＿＿、④＿＿＿＿、⑤＿＿＿＿、⑥＿＿＿＿、⑦＿＿＿＿、⑧＿＿＿＿ 】

月日 / チェック項目	(例) 10/10	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
1体温 (37.5度以上　⇒×)	○																
2鼻水	○																
3せき	○																
4くしゃみ	×																
5全体倦怠感	○																
6下痢	○																
7嘔吐	×																
8咽頭痛	○																
9関節痛	○																
10その他																	
問題ある項目 (該当者氏名)	4 (一郎①) 7 (花子②)																
チェック者サイン																	

毎月事業所長、施設長へ提出　　注1)上記チェック項目ごと対象者全員が問題なければ○印、一人でも症状があれば×印をつけ該当者を特定　注2)チェックの結果、家族に発熱など症状がみられれば出勤を見合わせること(感染拡大対応策の各段階をご確認ください)　注3)毎日記載のこと　注4)帰省等のご家族も対象とすること(帰省中及びその後通算期間2週間、帰省日数の長短に関わらず報告対象)(新たな発症例が１カ月以上確認されていない地域【都道府県単位】は報告対象から除く)　注5)職員及び家族がPCR検査等受ける場合は速やかに事業所長施設長へ報告とし、本チェックシートも添付(対象職員は出勤停止の為FAXまたはメール)すること(※PCR検査受診の情報は事業所所長施設長限りとすること)

様式 10　職員属性管理リスト

1　徒歩 30 分以内で施設まで来られる職員のリスト

所属	役職	氏名	家族構成	住所・出勤経路	連絡先
○○	○○	○○○○	妻 子（12, 15 才）	○○県○○市○○町○○ 自宅～当施設 徒歩 10 分、自家用車 3 分	○○-○○○○-○○○○
・・・・	・・・・	・・・・	・・・・	・・・・	・・・・

2　徒歩 30 分～1 時間で施設まで来られる職員のリスト

所属	役職	氏名	家族構成	住所・出勤経路	連絡先
○○	○○	○○○○	妻 子（15 才） 要介護者 1 名	○○県○○市○○町○○ 自宅～当施設 徒歩 60 分、自家用車 15 分 電車利用 20 分、最寄駅○○駅	○○-○○○○-○○○○
・・・・	・・・・	・・・・	・・・・	・・・・	・・・・

3　施設に来るまで徒歩で 1 時間以上かかる職員のリスト

所属	役職	氏名	家族構成	住所・出勤経路	連絡先
○○	○○	○○○○	妻 子（5 才）	○○県○○市○○町○○ 自宅～当施設 徒歩 4 時間、自家用車なし 電車利用 45 分、最寄駅○○駅	○○-○○○○-○○○○
・・・・	・・・・	・・・・	・・・・	・・・・	・・・・

様式 11　　感染者管理リスト

＜職員／利用者＞

報告日	属性（いずれかに〇）	職員⇒所属 利用者⇒部屋番号	氏名	感染者区分	発症日	出勤可能日（見込）	発症日から〇週間前までの間の行動（感染者が会った職員名・触った施設箇所等）	管理完了
10/10	*職員／利用者*	*〇〇課*	〇〇〇〇	本人／同居家族	*10/5*	*10/20*	△△と夕食を食べた／〇号室で嘔吐した	
/	職員／利用者			本人／同居家族	/	/		
/	職員／利用者			本人／同居家族	/	/		
/	職員／利用者			本人／同居家族	/	/		
/	職員／利用者			本人／同居家族	/	/		
/	職員／利用者			本人／同居家族	/	/		
/	職員／利用者			本人／同居家族	/	/		
/	職員／利用者			本人／同居家族	/	/		

＜その他＞

報告日	企業・組織名	氏名	発症日	発症前直近の施設訪問日	発症日から〇週間前までの間の行動（感染者が会った職員名・触った施設箇所等）	管理完了
10/10	*〇〇食品*	*〇〇*	*10/5*	*10/9*	*〇〇課〇〇と面談した*	*済*
/			/	/		
/			/	/		
/			/	/		
/			/	/		
/			/	/		